

4月定例教育委員会会議 議事録

平成29年4月27日
午前10時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

谷口委員長	大谷委員長職務代理者
和泉委員	安達委員
福田委員	梶谷教育長

出席説明員

羽間学校教育部長 服部教育委員会理事(学校教育部担当)	木戸地域教育部長
島田学校教育部次長指導室長兼務	岸上学校教育部次長教育総務室長兼務
野田教育政策室長	落地域教育部次長
大江教育センター所長	橋本保健給食室長
笹川児童部総括参事	前田青少年室長子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長兼務
沖田教育政策室参事	中村教育総務室参事
宮本指導室参事	柳田保健給食室参事
小西まなびの支援課長	中井指導室参事
宮東中央図書館参事	西尾中央図書館長
藤本少年自然の家所長	西本文化財保護課長
脇谷放課後子ども育成課長	尾高青少年クリエイティブセンター館長
山口指導室主幹・指導主事	相原保育幼稚園室参事
梶原江坂図書館長	曾谷まなびの支援課長代理
曾我保育幼稚園室主幹	高橋文化財保護課主幹

記録者

各務教育政策室主幹	宇山教育政策室主査
-----------	-----------

4 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 議 事 録

午前 10 時 30 分 開 会

- 谷口委員長 　　ただ今から 4 月定例教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に和泉委員、安達委員を指名いたします。
記録者に各務教育政策室主幹 宇山教育政策室主査を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 沖田教育政策室参事 　　本日の傍聴席の設置可能数は 5 席でございます。現在、傍聴希望者はいらっしゃいません。
- 谷口委員長 　　それでは、本日の傍聴は 5 名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 　　異議なし。
- 谷口委員長 　　異議なしと認め、本日の傍聴は 5 名まで許可します。
それでは、議事日程に従いまして、日程第 1 報告第 4 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 中村教育総務室参事 　　日程第 1 報告第 4 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」教育総務室より、御説明申し上げます。
本件は、3 月 31 日付け及び 4 月 1 日付けの人事発令につきまして、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第 4 条第 2 項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。
まず初めに、1 ページをお願いいたします。
平成 29 年 3 月 31 日付け人事発令につきましては、大阪府教育委員会へ異動した者が、合計 9 名でございます。
続きまして 2 ページをお願いいたします。
平成 29 年 4 月 1 日付けで教育委員会事務局から市長事務部局へ異動した者が、合計 10 名でございます。
続きまして 3 ページをお願いいたします。
平成 29 年 4 月 1 日付けで市長事務部局から教育委員会事務局へ任命または兼任発令された者が、合計 14 名でございます。
続きまして 4 ページから 6 ページをお願いいたします。
平成 29 年 4 月 1 日付けで教育委員会事務局内におきまして、異動または兼任発令された者が、合計 66 名でございます。
続きまして 7 ページをお願いいたします。
平成 29 年 4 月 1 日付けで教育委員会事務局に新規採用された割愛職員は、合計 9 名でございます。
続きまして 8 ページをお願いいたします。
平成 29 年 4 月 1 日付けで、市で新規採用され、教育委員会事務局に配属された者が 3 名、平成 29 年 4 月 1 日付けで、教育委員会事務局に新規採用され、幼稚園に配属された者が 11 名、図書館に配属された者が 3 名でございます。

続きまして9ページをお願いいたします。

平成29年4月1日付けで教育委員会事務局において再任用を更新された者及び新たに再任用された者が、合計21名でございます。

以上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

次に、日程第2 報告第5号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2 報告第5号「吹田市社会教育委員の解嘱について」まなびの支援課より、御説明申し上げます。

吹田市社会教育委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成29年3月31日付けで、専決処分をしましたので御報告するものでございます。

被解嘱者は、天野守様で、吹田市立学校校長会からの推薦で委嘱しておりましたが、辞任願が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、定年退職によるためです。

また、後任につきましては、5月の教育委員会会議にて提案させていただきます。

今回の解嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が7名、女性が4名となっております。

以上簡単な説明でございますが、御審議いただき御承認いただきますよう、お願いいたします。

それでは、この件について何か御意見ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第5号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第3 報告第6号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第3 報告第6号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」まなびの支援課より、御説明申し上げます。

吹田市公民館運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成29年3月31日付けで、専決処分をしましたので御報告するものでございます。

被解嘱者は、大中勇様で、平成26年6月1日から吹田市立学校校長会からの推薦で委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、定年退職によるためです。

後任につきましては、5月の教育委員会会議に議案として提出させていただく予定でございます。

今回の解嘱によりまして、公民館運営審議会の男女別委員数は、男性が

谷口委員長
全委員
谷口委員長

曾谷まなびの支援課長代理

谷口委員長
全委員
谷口委員長

曾谷まなびの支援課長代理

谷口委員長
全委員
谷口委員長

6名、女性が4名となっております。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第6号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第4 報告第7号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本少年自然の家所長

日程第4 報告第7号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」少年自然の家より、御説明申し上げます。

吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規定第4条第2項の規定により、平成29年3月31日付で、1名の委員の解嘱を専決処分しましたので御報告するものでございます。

被解嘱者は、木村栄様で、吹田市青少年指導員会の代表として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものです。辞任の理由は、吹田市青少年指導員を辞任され委員としての資格を喪失されたためです。

専決処分の理由は、3月31日に吹田市青少年指導員を辞任されたためです。

なお、今回の解嘱に伴い、現時点での運営審議会の委員数は、男性9名、女性5名の計14名です。

以上簡単な御説明ですが、御審議いただき御承認いただきますようお願いいたします。

谷口委員長
全委員
谷口委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第7号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第5 報告第8号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

尾高青少年クリエイティブセンター館長

日程第5 報告第8号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」青少年クリエイティブセンターより、御説明申し上げます。

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、1名の委員の解嘱について専決処分しましたのでご報告するものです。

被解嘱者は太田垣徹様でございます。太田垣様は吹田市立学校校長会から推薦をいただき、吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員に委嘱いただいておりますが、推薦団体の役職変更により、辞任届が提出されました。

後任につきましては6月の教育委員会会議で提案させていただきます。

以上簡単な説明ではございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

谷口委員長 全委員 谷口委員長	<p>それでは、この件について、何か御意見はございませんか。 異議なし。</p> <p>異議なしと認め、報告第8号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を承認します。</p> <p>次に、日程第6 報告第9号「北摂地区7市3町による公立図書館広域利用に関する協定の締結について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
宮東中央図書館参事	<p>日程第6 報告第9号「北摂地区7市3町による公立図書館広域利用に関する協定の締結について」中央図書館より御説明申し上げます。</p> <p>北摂地区7市3町公立図書館広域利用に関する協定につきましては、教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成29年4月11日付けで締結について専決処分をいたしましたので御報告するものでございます。</p> <p>本市では、市民の文化及び教養の向上、自主的学習の場の充実を図るため、隣接する市の公立図書館との広域利用を進めてきましたが、平成27年8月に開催された、北摂地区7市の首長で構成している北摂市長会において、北摂地区7市3町での図書館の広域利用が提案されました。その後、平成29年度中に図書館の広域利用を実施する旨の合意が整い、利用における運用方法等の課題を整理しておりましたが、この度、平成29年7月1日土曜日から、図書館の広域利用を実施する旨の協定を平成29年4月20日付けで締結いたしましたので御報告いたします。</p> <p>これにより、北摂地区7市3町に居住する人は、地区内の全ての公立図書館で本が借りられるようになります。通勤・通学の途中や買い物などの際に他市町の図書館を利用できるとともに、借りられる本の冊数が7市3町合わせて約650万冊と飛躍的に増加します。</p> <p>以上、よろしく御審議いただき、御了承賜りますようお願いいたします。</p>
谷口委員長	<p>それでは、この件について、何か御意見はございませんか。</p> <p>このことに関して、市民に通知はどのようにされるのですか。</p>
宮東中央図書館参事	<p>4月20日付けで調印が行われまして、プレス発表を、その日の内に広報課を通じ行いまして、21日からプレスの解禁となっております。市報については6月号に載せる予定となっております。また、図書館の中などにチラシやポスターを置きまして、市民の皆様にご報告したいと思っております。</p>
谷口委員長 大谷委員長職務代理者	<p>ありがとうございました。</p> <p>小学校や中学校など学校の方に告知してもらうことはできないでしょうか。</p>
宮東中央図書館参事 大谷委員長職務代理者	<p>今のところは考えておりませんが、今後考えていきたいと思っております。</p> <p>とてもいいことなので、是非ともお願いしたいと思っております。</p>
谷口委員長 全委員 谷口委員長	<p>それでは、この件について、他に御意見はございますか。 異議なし。</p> <p>異議なしと認め、報告第9号「北摂地区7市3町による公立図書館広域利用に関する協定の締結について」を承認します。</p> <p>次に、日程第7 議案第20号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

日程第7 議案第20号「吹田市地区公民館長の委嘱について」まなびの支援課より御説明申し上げます。

地区公民館長の委嘱につきましては、社会教育法第28条の規定により教育長の推薦により教育委員会が任命することになっております。

今回の地区公民館長の委嘱につきましては、新任の1名の方と、4月30日をもって任期満了となる7名の方を合わせて、8名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、次ページ教育長からの推薦書を御覧ください。

はじめに、吹一地区公民館の小角武様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間でございます。

次に、吹二地区公民館の乾実千穂様は、新任の方で、当該地区公民館企画運営委員で、現在も地域で御活躍中の方でございます。

委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間でございます。

次に、岸二地区公民館の安田由子様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から、平成31年4月30日までの2年間でございます。

次に、南山田地区公民館の奥野博子様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間でございます。

次に、山手地区公民館の宮田光代様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間でございます。

次に、片山地区公民館の江川尋子様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間でございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

東佐井寺地区公民館の後藤壽満子様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間でございます。

最後に、北山田地区公民館の芝原周二様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間でございます。

なお、前のページに戻って頂きまして、今回5番目に再任として推薦しております、山手地区公民館の宮田光代様は、すでに70歳を迎えられています。ただし、はじめて公民館長として委嘱されたのが68歳であるため、70歳の定年との関係においては、その任期が1期2年しか認められません。しかし、館長職務の引継の必要性に鑑みて、1期2年のみ延長を認め、70歳以上ではありますが、地区公民館長として推薦を行うものです。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

7番目に再任として推薦しております、東佐井寺地区公民館の後藤壽満子様は、在任期間が10年を超えておりますが、吹田市地区公民館長委嘱要領の附則の2で委嘱要領を定めた平成26年9月30日現在、館長とし

て在職している者については、在任期間が10年を超える場合におきましても、70歳未満である限り館長として推薦することができるとしております。本件は、この附則の経過措置に該当しています。

また、本人自身は、平成27年に文部科学大臣表彰をうけた東佐井寺小学校の太陽の広場のメンバーの一人であり、そのほか人権の委員などの活動を進んで行っており、吹田市子ども会育成協議会の役員や、市の社会教育委員にも就任して従事していただいております。地域での人望が非常に厚い方ということで、この度地区公民館長としてあらためて推薦を行うものです。

今回の被推薦者は、いずれも各地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、それぞれ地区公民館の企画運営委員の皆様からもご推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、よろしく御審議いただき、御了承賜りますようお願いいたします。それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

それでは私の方から。70歳というお話や10年というある程度の規定もありますので、その辺のところはなるべく遵守し、皆さんに納得していただける範囲であればいいのではないかと思うのですけれども、異議がないようでしたら承認させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第20号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

次に、日程第8 議案第21号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第8 議案第21号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」中央図書館より御説明申し上げます。

被解嘱者は、寺本英樹様で、社会教育関係者として吹田市公民館長会の推薦により委嘱しておりましたが、平成29年4月1日付で辞任届が提出されたため、平成29年4月30日付で解嘱するものでございます。理由は、公民館長職の任期満了によるものでございます。

なお、後任の委員につきましては、吹田市公民館長会から御推薦いただき、5月の教育委員会議にお諮りする予定でございます。

今回の解嘱に伴います委員構成は、男性5名、女性4名で合計9名でございます。

以上、よろしく御審議いただき、御了承賜りますようお願いいたします。それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第21号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第9 議案第22号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第10 議案第23号「吹田市博物館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

谷口委員長

全委員

谷口委員長

宮東中央図書館参事

谷口委員長

全委員

谷口委員長

高橋文化財保護課主幹

日程第9 議案第22号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び 日程第10 議案第23号「吹田市博物館協議会委員の委嘱について」文化財保護課より一括して御説明申し上げます。

まず、議案第22号吹田市立博物館協議会委員の解嘱につきまして、御説明申し上げます。

被解嘱者は、田中英世様、岸本幹彦様の2名でございます。今回、各委員より辞任願が提出されたものでございます。

辞任の理由といたしましては、推薦団体の役員の改選及び一身上の理由によるためでございます。

続きまして、議案第23号吹田市立博物館協議会委員の委嘱につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、次ページの被委嘱者名簿をご覧ください。

今回の吹田市立博物館協議会委員の委嘱につきましては、欠員補充の2名につきまして委嘱するものでございます。

浦田太様の選出区分は学校教育関係者で、千里丘中学校の校長先生でございます。校長会から御推薦をいただきました。

内山實嗣様の選出区分は社会教育関係者で、吹田郷土史研究会の副会長でございます。

以上、2名の方でございます。

任期につきましては、吹田市立博物館条例第10条第5項に補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする定めがありますので、平成29年4月28日から、平成29年10月31日まででございます。

今回の委嘱によりまして吹田市立博物館協議会委員の男女別委員数は男性が12名、女性が1名でございます。

以上、よろしく御審議いただき、御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第22号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び 議案第23号「吹田市博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第11 議案第24号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本少年自然の家所長

日程第11 議案第24号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱について」少年自然の家より、御説明いたします。

恐れ入りますが、被委嘱者名簿を御覧ください。

議案第24号の被委嘱者は山口正樹様で、吹田市青少年指導員会からご推薦を頂きました。

委嘱期間は、前任者の残任期間で、平成29年4月28日から平成30年6月30日までです。

なお、今回の委嘱による、運営審議会の委員数は変更なく、男性10名、女性5名の計15名です。

以上、よろしく御審議いただき、御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第24号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員

谷口委員長

全委員

谷口委員長

谷口委員長

全委員

谷口委員長

の委嘱について」を承認します。

次に、日程第12 議案第25号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第12、議案第25号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の制定について」保育幼稚園室より、御説明申し上げます。

本件は、平成30年4月より、本市で第1園目となります、幼保連携型認定こども園はぎのきこども園が開園予定でございます。

今般、その幼保連携型認定こども園の開園に伴いまして、園の管理運営に関する事項を定める規則の制定をお願いするものでございます。

議案書の次のページ以降を御覧ください。

まず第1条でございますが、この規則の趣旨でございます。第2条、保育年限ですが、0歳児から5歳児、最大で6年、この施設を利用できると定めております。第3条では、幼保連携型認定こども園で行う教育の提供を受ける3、4、5歳児については年齢別で35人以下の学級を編制することとしております。

次に、第4条で学級数と年齢別の定員を定めております。3、4、5歳の各年齢で2学級ずつ、計6学級での運営を行うこととなります。

続きまして、第5条は開園時間です。公立保育所と同様に、朝7時から夜の7時まで、12時間開園いたします。

第6条では、その開園時間の中での教育時間等を定めております。

第1号、第2号については保育所利用する場合。第3号については、幼稚園利用する場合の時間を定めております。それぞれ、現行の公立幼稚園・保育所と同様の時間としております。

第7条は、休園日、第8条は学期を定めております。

第7条、いわゆる園自体がお休み、閉園している日が、日曜・祝祭日と年末年始、としておりまして、次の第9条の休業日は、いわゆる教育を提供する幼稚園時間、これを実施しない日を定めたものでございます。

第9条第1号で定めております、土曜日については、園の運営は行っておりますが、幼稚園利用する子どもたちは、園に来ない日、保育所利用する子どもたちは園で保育を受けるということ出来ることとなります。

以下、夏季休業等についても同様に、幼稚園利用する場合の休みの日を規定しております。

第10条、入園者の選定についてでございますが、これは、幼稚園利用する場合は抽選等で、保育所利用する場合は、他の保育施設と同様に、吹田市において利用調整基準に則った選定を行う、と定めるものでございます。

第11条は卒園証書の授与について規定しております。

第12条は、延長保育料、第13条は次ページでございますが、給食費をそれぞれ定めておりますが、これは公立保育所・公立幼稚園型認定こども園と同様としております。

最後になりますが、第14条、委任事項でございますが、児童部長が幼保連携型認定こども園に関する必要な事項を定めること、としております。

なお、本規則については、はぎのきこども園の開園の、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上が、提案の理由及びその概要でございます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

では私の方からまず1つ。初めての幼保連携型認定こども園ですけれども、いわゆる幼・小・中一体型の教育というのは、吹田で様々なかたちで

行われていますが、はぎのきこども園の場合は小学校との連携などに関しましてはどのように考えられているか、どのような方向で行われるかをお聞きしたいのですが。

相原保育幼稚園室参事

幼・小の連携は平成30年度に施行される新幼稚園教育要領にも載っております。幼・小の連携を進めていくことは、とても重要だと考えておりますし、現在も古江台幼稚園、古江台小学校ともに、園児・児童の交流が行われております。こども園となっても引き続き交流は続けてまいります。

特に古江台中学校ブロックは幼・小・中のカリキュラム作りが進んでおりまして、小学校、中学校ともに交流を進めてまいりたいと思っております。

谷口委員長

ありがとうございました。それでは、この件について、他に御意見はございますか。

福田委員

基本的な質問で恐縮ですが、幼保連携型認定こども園ですが、他のこども園、例えば幼稚園型認定こども園との違いを教えてくださいと思うのですが。

曾我保育幼稚園室主幹

幼稚園型認定こども園は今現在、佐竹台幼稚園と、吹田第一幼稚園、吹田南幼稚園の合計3園の幼稚園が認定こども園として運営を開始しております。これは既存の幼稚園をそのままに、保育園利用する子どもさんを受け入れする施設として運営しております。

この度、御提案させていただいております幼保連携型認定こども園につきましては、幼稚園でも、保育園でもなく、新しい概念の施設であり、教育を提供する学校施設の位置づけではありますが、同時に保育も実施する施設として、運営を行います。保育園利用する子どもさんと、幼稚園利用する子どもさんをお預かりするということで、こども園としての機能はあまり変わらないのですが、運用の内容につきまして、幼保連携型認定こども園である、ということの特徴としております。

例えば保育教諭というものがその職にあたるわけですが、既存の保育士、幼稚園教諭が、新たに保育教諭という立場になりまして、教育・保育にあたります。ちなみに、幼稚園型認定こども園におきましては、幼稚園教諭という職位で、教育・保育にあたるということになっております。

免許・資格につきましては、双方とも幼稚園教諭の免許、保育士資格を有しているものがあっております。おおまかではございますが、以上でございます。

和泉委員

はぎのきこども園の定数についてお聞きしたい。また定数を超えた場合はどのような方法をとられるのか。特に待機児童の問題で柔軟な対応が組まれるのかどうか、その辺の説明を願いたいと思います。

笹川保育幼稚園室総括参事

こちらの幼保連携型認定こども園、はぎのきこども園の定数につきましては、教育保育施設条例で180名と定められております。

内訳につきましては、いわゆる幼稚園教育を必要とする児童については60名、保育を必要とする児童を120名とする予定ではございますが、先ほど10条で、御説明申し上げましたように、幼稚園児は60名を超えた場合につきましては、抽選等により、入園を決めることとなりますが、保育利用児は保育の必要性を鑑みて、利用調整を行い、人数を定めます。

委員がおっしゃっていただいたように、未だ待機児童が非常に多い、と

大谷委員長職務代理者	<p>いうことを踏まえまして、いわゆる保育利用の子どもさんにつきましては、施設の面積等を考えまして、弾力的に、少し多めに利用が出来るかと定めております。</p>
相原保育幼稚園室参事	<p>運営についてももう少し詳しく聞きたいのですが、見学に行った際に、先生方から、保育園と幼稚園の行事や、保護者会であったり、PTA活動においての、どのあたりの間をとって、どのようにこども園の方は運営されるのかと思ひまして。教えて頂けますか。</p>
安達委員	<p>参観や行事などについては、古江台幼稚園、北千里保育園の現在の職員が中心となりまして、月2回会議を行っているところでございます。1号、2号どの保護者にとってもよいように、行事、参観などを検討しています。PTA活動についても、同じく検討中でございますので、また進展がありましたら御報告させていただきます。</p>
相原保育幼稚園室参事	<p>子どもの生活について具体的にイメージしてお聞きするのですが、幼稚園利用の子どもと保育園利用の子どもが混在して、一緒に生活するというので、6条の方を見ている、幼稚園利用の子については午前9時から午後2時まで、ということになっていて、保育園に行っている子どもからすると、かなり早い時点でお友達が、かなりの割合の子どもが帰っていくという状況になると思ひます。一緒に生活する、リズムを作ることに関して、難しいこともあると思ひますが、そのあたりどのようにバランスを取っていかれるつもりなのか、何か現時点でお考えのことがあれば教えてください。</p>
<p>谷口委員長 全委員 谷口委員長</p>	<p>1号、2号の生活時間が違うということですが、教育については、教育時間の中ではしっかりと1号、2号の子どもたちに提供していきたいと思ひます。お昼寝など3歳児、4歳児、5歳児の初めのうちにはありますので、給食の時間後、お昼寝の時間になりましたら、2号の子はお昼寝の方に、1号の子はそのあと活動を行って、2時に降園していきます。</p> <p>また、5歳児につきましては、就学前ということで、お昼寝を弾力的にやめていきまして、生活できるようにしていきたいと思ひますので、1号、2号の子どもたちがともに、たくさんの生活や遊びの中で関わられるように、計画を進めていきたいと思ひます。</p>
宮本指導室参事	<p>それでは、この件について、他に御意見はございますか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認め、議案第25号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の制定について」を承認します。</p> <p>次に、日程第13 議案第26号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第13 議案第26号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」指導室より、御説明いたします。平成29年度は、平成30年度に使用する教科用図書、特別の教科・道徳の小学校用の採択年度にあたっており、その選定について、吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会へ諮問するものとします。</p> <p>選定委員会は吹田市の執行機関の附属機関に関する条例により、吹田市教育委員会の附属機関に位置付けられています。吹田市義務教育諸学校教</p>

科用図書選定委員会規則により、選定委員会の中心的な役割は、教育委員会の諮問に応じ、義務教育諸学校の教科用図書の選定について調査審議し、教科書についての調査結果をまとめ、教科書会社ごとに答申することです。

また、選定委員会の委員は規則に則って9名を教育委員会が委嘱、任命いたします。

今回の採択にあたって、選定委員会への諮問内容は2点です。

まず1点目です。特別の教科道徳の専門的な調査研究を行った上、調査研究を答申することです。

続いて2点目です。平成30年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書について、検討の上、意見を答申することです。学校教育法附則第9条に規定される教科用図書とは、支援学校または小中学校の支援学級で特別の教育課程を実施し、所定の学年の検定教科書を使用することが適切でない場合、学校教育法附則第9条にもとづき採択することができる教科用図書のことです。吹田市におきましては、これまで支援学級に在籍する児童生徒につきましても、通常学級の児童生徒と同じ検定教科書を採択してきましたが、弱視児童生徒のために、拡大教科書を学校教育法附則第9条にもとづき採択してきた経緯がございます。

2点の諮問内容について御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

前回の教科書採択時と、今回の諮問内容が変更になったというところはあるのでしょうか。

前回の教科書採択と変更は特にございませぬ。前回と同様に教科書採択における透明性や情報公開の視点から全社を答申することといたします。

調査員を決められると思うのですが、どのような方がなられるのでしょうか。

大阪府教科用図書選定委員会運営要領で選定委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くことが定められております。本市には、小学校教育研究会といった組織があり、全教職員が参加し教科研究をしております。どの教科領域においても、専門性を追求したレベルの高い研究をしております。調査員は、この研究会より、各教科における指導力・実践力の高い管理職・教員を推薦されます。

今御説明いただいた調査員の方が行われる調査活動の内容を具体的に教えてもらえますか。

任命された調査員は、担当した教科書について府教育庁が示した教科用図書選定資料作成要領に基づき、目標・内容の取扱や内容の程度、組織・配列、分量等7つの観点でそれぞれの教科書の特徴やよさを調べ、報告書としてまとめる作業を行います。

保護者の方や市民の方が、教科書を見れる場所や機会などはありますでしょうか。

平成30年度使用教科書の展示につきましては、教科書センターとして男女共同参画センターに設置いたします。その他には、公立図書館、複数の小学校を拠点校として市民が自由に閲覧できる場所を設定いたします。

期間は法定展示期間を含めて6月上旬より約1ヶ月間を予定しております。

谷口委員長
和泉委員

宮本指導室参事

谷口委員長

宮本指導室参事

福田委員

宮本指導室参事

大谷委員長職務代理者

宮本指導室参事

す。展示場所には意見箱や意見ノートを設置し、感想・意見等を伺える場としております。閲覧場所については、市報や市HPにおいても周知する予定でございます。

安達委員

先ほど諮問内容2に少し御説明があったかと思うのですが、学校教育法附則第9条に規定される教科用図書というのが具体的にどのようなものなのか。弱視生徒のための拡大教科書といった内容だったと思うのですが、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

宮本指導室参事

弱視児童生徒のために、検定教科書の文字や図形を拡大して複製した教科書のことで、文字のピッチを数段階に分けて拡大して複製し、児童生徒一人ひとりに応じた教科書のことで、本市においては、児童生徒や保護者の希望を優先し、無償給付する措置がとられています。

安達委員

どのくらいの大きさだったら読めるというのを本人に聞いて、どれにするか決めるというようなことなのですか。

宮本指導室参事

その通りでございます。

大谷委員長職務代理者

選定委員9名の方はどのような方に委嘱、任命されるのでしょうか。

宮本指導室参事

選定委員会規則第3条の2にあります、吹田市立小学校又は中学校の校長又は教員については、校長会・教頭会より5名、それから吹田市立小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者については、吹田市PTA協議会より3名の推薦、吹田市の職員から1名の任命による合計9名の構成員となっております。

和泉委員

選定委員の委嘱及び任命の手続きはどのように進められるのでしょうか。

宮本指導室参事

前回の採択と同様に委員の透明性を確保する観点から、教育委員会の議決を経た手続きを踏むことといたします。

谷口委員長

それでは、この件について、他に御意見はございますか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認め、議案第26号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を承認します。

次に、日程第14 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について、議案第27号「平成29年5月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村教育総務室参事

日程第14 議案第27号「平成29年5月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について」教育総務室より、御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条にもとづき、市長から意見を求められた平成29年5月議会に提案される平成29年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の補正予算案の次のページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

歳出の補正についてでございますが、これは、地域教育部まなびの支援課が所管いたします「山手地区公民館新築事業」につきまして、電柱の移設が必要となったため、移設工事にかかる負担金1,093万6千円を増額するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る平成29年度2号補正予算案の説明で

ございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようお願い申し上げます。

谷口委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認め、議案第27号「平成29年5月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」を承認します。

沖田教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を2件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

谷口委員長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認めます。それでは、追加議案につきまして、追加日程第1から第2として議題とすることといたします。それでは、議案を配布してください。

— 追加議案配布 —

谷口委員長

それでは、追加日程第1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第28号「平成29年5月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村教育総務室参事

追加日程第1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について、議案第28号「平成29年5月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」教育総務室より、御説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条にもとづき、市長から意見を求められた平成29年5月議会に提案される平成29年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の補正予算案の次のページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

まず、歳出の補正についてでございますが、これは、地域教育部中央図書館が所管いたします「(仮称) 健都ライブラリー整備事業」につきまして、当初2階設置を予定していた0系新幹線を1階設置に変更することに伴い、基本設計修正業務に関する予算を増額するものでございます。

また、基本設計の修正に伴い、実施設計委託業務の完了が遅延することが想定され、平成30年度になると見込まれるため、設計意図伝達業務を含めた実施設計に関する予算を全額減額するものです。

続きまして、債務負担行為の補正についてでございますが、これは、地域教育部中央図書館が所管いたします「(仮称) 健都ライブラリー整備事業」につきまして、当初2階設置を予定していた0系新幹線を1階設置に変更するため、基本設計を修正し、それに伴い、実施設計委託業務及び設計意図伝達業務の完了が遅延することが想定され、平成30年度になると見込まれるため、お示しのとおり、期間を平成29年度から平成30年度までとしまして、限度額の5,095万1千円を計上するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る平成29年度(3号)補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようお願い申し上げます。

谷口委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

新幹線を2階から、1階に降ろすというのはどのようなことなのでしょう
うか。

木戸地域教育部長

先の議会のほうでも、色々な御意見を頂きました。健都ライブラリーの一部であります、新幹線の設置場所について、当初2階ということで考えておりましたが、再度健康医療部との協議を行った結果、2階から1階に変更することといたしました。

1階設置の場合ですけれども、まず違いが2階から新幹線の真上を見られることで、中々そういった展示はよそにはありません。

それから1階を掘り込み型にすることによりまして、1階フロアから2階へ進む車内の中にスムーズに入れる。また、片側を開けることによって、車輪やスカート、新幹線の下部を見られるということで、多方面・多角度から新幹線を見ることができ、より多くの方に喜んでいただけるのではないかと思います、そのように変更させていただきました。

今回の変更によりまして、完成が当初より半年ほど遅れる可能性がございますけれども、せっかくJRの方から譲り受けました0系新幹線を、より活用できるように、魅力的な展示を心がけていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

谷口委員長

それでは、この件について、他に御意見はございますか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認め、議案第28号「平成29年5月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について」を承認します。

次に、追加日程第2 教育長報告を議題とします。内容は、「放課後子ども育成課に係る平成29年5月議会予定案件について」です。

事務局の説明を求めます。

脇谷放課後子ども育成課長

追加日程第2 教育長報告について、放課後子ども育成課より御説明いたします。

教育長報告事項の資料1ページをお願いします。

留守家庭児童育成室事業を補助執行しております放課後子ども育成課に係る平成29年5月議会予定案件について、御報告申し上げます。

1番、条例案件といたしまして、(1) 案件 (2) 内容でございますが、執行機関の附属機関に関する条例の一部改正を行い、市長の附属機関として吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の設置を行うものでございます。

その理由といたしましては、留守家庭児童育成室運営業務の委託事業者をプロポーザル方式で選定するのに当たりまして、外部の有識者等による専門的かつ客観的な評価による適切な事業者選定を実施し、公平性及び透明性を確保するとともに、既に業務を委託している事業者の運営内容についての客観的な評価を行うため、執行機関の附属機関に関する条例を改正し、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会を設置するものです。

(3) 組織の案でございますが、こちらは条例とは別に規則を制定して定めてまいる予定でございますが、学識経験者2人以内、会計に関し専門的知識又は経験を有する者1人以内、吹田市立小学校長1人以内、吹田市職員1人以内の計5人以内で構成します。

また、委員とは別に、委託しようとする留守家庭児童育成室の保護者2人以内で特別委員を設置したいと考えておりました。特別委員の任務といたしましては、当該留守家庭児童育成室の応募事業者の選定作業及び現在委託している事業者の運営内容の評価の審議のみに参加するものとしたします。

次に、2の予算案件でございますが、歳出補正予算といたしまして、款・民生費 項・児童福祉費 目・留守家庭児童育成費 節・報酬 185,000円を事業者選定等に係る委員報酬として追加するものでございます。

以上、御報告いたします。

谷口委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

これは、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会を設置するという事によろしいのですね。

脇谷放課後子ども育成課長

その通りでございます。

谷口委員長

それでは、この件について、他に御意見はございますか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

沖田教育政策室参事

恐れ入りますが、再度追加議案を3件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

谷口委員長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第3から第5として議題とすることといたします。それでは、議案を配布してください。

— 追加議案配布 —

谷口委員長

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、本件は公表により公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第7条ただし書きの規定により、秘密会としますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

— 秘密会 —

谷口委員長

ここで秘密会を解きます。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時40分